

鳥取県物流効率化推進事業補助金の ご案内

令和 7 年 4 月

この補助金に関する相談窓口・書類の提出先

 鳥取県商工労働部通商物流課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220

電話番号 0857-26-7850

メールアドレス tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

様式等ダウンロード <https://www.pref.tottori.lg.jp/316700.htm>



鳥取県物流効率化推進事業補助金について

1 目的

「ホワイト物流推進運動」の普及を通じたロジスティクスの発展、取引環境改善、物流効率化等を図るため、荷主事業者や運送事業者が実施する物流効率化の取組を支援することを目的とするものです。

2 補助対象者

- 運送事業者：県内に主たる事業所又は本店を有する中小企業者（個人を除く）
- 荷主事業者：県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する中小企業者（個人を除く）
 - ※荷主事業者は県内本社でなくても可とするが、補助対象は、取組内容が県内を主に実施されることに限る。
 - ※荷主事業者には、県内に主たる事務所若しくは本部を有する農林水産業団体を含む。

■ 県内中小企業者

次の①及び②を満たす方が対象です。

① 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

- ※ 個人事業主・個人は対象外です。
- ※ 対象となる法人については、下表を参考にしてください。

対象となる法人	対象とならない法人
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、 商工組合、協同組合連合会、一般社団法人 ※地方公共団体が出資する法人を除く	医療法人、学校法人、宗教法人、経済 産業省を除く他省庁が監督官庁である 組合

② (運送事業者) 鳥取県内に主たる事業所又は本店を有する事業者であること

(荷主事業者) 鳥取県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する事業者であること

- ※ 県外に本社がある荷主事業者であっても、県内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合、対象となります。
- ※ ①の中小企業者に該当せずとも、県内に主たる事務所若しくは本部を有する農林水産業団体は対象となります。
- ※荷主事業者については、県内運送事業者と取引のある企業であることが必要です。

このほか、収益事業を行っている法人若しくは団体等で、鳥取県商工労働部長が別に定める者は対象となる場合があります。個別にご相談ください。

3 対象事業

①ミニマルチャレンジ型

新規の初動的、試験的な物流改善にチャレンジする取組

②荷主・運送事業者連携型

荷主企業と運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主事業者と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組

③総合物流サービス創出型

荷主事業者や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、トラック・鉄道・船等を組み合わせた新たな物流サービスの実施、在庫管理、流通加工、サプライチェーンの最適化等、物流の最適化を荷主事業者に対して3PL（※最適なモノの流れを運送事業者が荷主に提案し実装する取り組みをいう。）的なサービスとして提供する等、総合物流サービスを新たに提供する取組

④先進ロジスティクス型

荷主事業者や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、地元自治体と共同で行う地域課題解決に向けたドローン、貨客混載、自動運転といった先進的な取組

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業
- イ 公序良俗に反する事業
- ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等に係る事業
- エ その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

※ 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、当該補助事業と別の事業として区分できる同一経費でないもののみを対象とします。（市町村等により本補助金に上乗せするものは同一事業・同一経費であっても補助対象とします。ただし、一般社団法人鳥取県トラック協会の行う、「運輸事業振興助成補助金」を原資とするものは補助対象外とします）

※ 農林業・漁業・介護福祉・医療などで、他に活用可能な公的な補助金等がある場合は、対象としません。

4 補助額等

①ミニマルチャレンジ型

荷主事業者や運送事業者が単独で行う取組

補助率	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ ※千円未満は切り捨て
補助限度額	50万円
補助対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （※ 補助事業への着手は、交付決定後としてください。 ※ 補助対象期間中に事業を完了し、遅くとも令和8年4月20日までに実績報告を行う必要があります。）

②荷主・運送事業者連携型

（1）荷主事業者や運送事業者が連携で行う取組

補助率	補助対象経費の $\frac{1}{2}$ ※千円未満は切り捨て
補助限度額	500万円
補助対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （※ 補助事業への着手は、交付決定後としてください。 ※ 補助対象期間中に事業を完了し、遅くとも令和8年4月20日までに実績報告を行う必要があります。）

(2) (1) の取組を進める上で、燃油サーチャージ及び運賃と料金の別建て契約実施、あるいは県内本社運送事業者との運送直接契約へ転換する場合

補助率	補助対象経費の 2 / 3 ※千円未満は切り捨て
補助限度額	500 万円
補助対象期間	上記 (1) と同じ

③総合物流サービス創出型

補助率	補助対象経費の 2 / 3 ※千円未満は切り捨て
補助限度額	500 万円
補助対象期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 補助事業への着手は、交付決定後としてください。 ※ 補助対象期間中に事業を完了し、遅くとも令和 8 年 4 月 20 日までに実績報告を行う必要があります。

④総合物流サービス創出型

補助率	補助対象経費の 2 / 3 ※千円未満は切り捨て
補助限度額	200 万円
補助対象期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 補助事業への着手は、交付決定後としてください。 ※ 補助対象期間中に事業を完了し、遅くとも令和 8 年 4 月 20 日までに実績報告を行う必要があります。

※県内本社運送事業者とは、県内に主たる事業所又は本店を有する運送事業者をいいます。

5 補助対象経費

事業を実施する上で必要とする以下の経費を補助対象経費とします。(費用等、対象とできるか不明な場合は、個別にご相談ください。)

- 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認められません。
- 事業実施に必要と認められない、補助目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費と認められない場合があります。
- 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみになります。
- 消費税及び地方消費税・振込手数料については、補助対象経費から除きます。
- 汎用品(パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等)は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象となります。

【その他留意事項】

- 人件費は新システム開発に必要となるもののみ認められ、これらに直接関与する方の直接作業時間のみを対象とし、事業実施状況に関する書類として1人ごとに業務日誌等を整備して頂く必要があります。(書面で確認できない場合、補助対象経費から除外されることもあります。)
- 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託費及び工事費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ発注する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ発注した場合は、補助対象経費として認められません。

○補助対象経費について、支払予定額が税込み 20 万円以上の場合の購入には 2 社以上、50 万円以上の場合には 3 社以上の相見積り（複数見積り）や入札を行ってください。20 万円以上で 1 社に限定する場合は、その理由を様式第 1 号（第 5 条関係）「物流効率化推進事業補助金 事業計画書」に記載してください。

○補助金は精算払いとなります。

○補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存する必要があります。

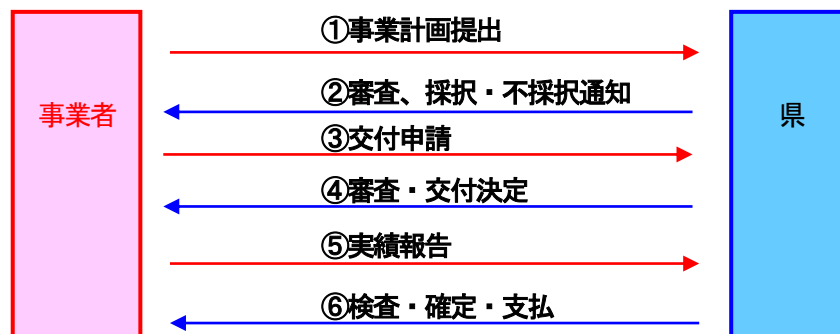
【補助対象経費及びその例】

費 目	内 容
輸送費	宣言項目を実行、効果測定するにあたり必要となる輸送経費。燃料・高速料金等。
荷役費	宣言項目を実行、効果測定するにあたり必要となる荷役作業に係る経費。
通関その他輸送に必要な経費	宣言項目を実行、効果測定するにあたり必要となるその他の輸送経費。
使用賃借料	貨物の一時置き場として使用する倉庫の賃借料。システムや車両等のリース料。
事業計画実施のためのシステム導入・開発経費	物流効率化のためのシステム導入費用、自社開発の場合の人件費等
機械器具費	取組に必要な車両の購入費、フォークリフト導入費、車両の改修費用等
備品及び消耗品購入費	パレット、タイヤ、尿素水等に係る購入費
委託費	中継輸送等の輸送試験に係る委託費用等
施設改修費	本取組に必要な倉庫の改修費用等
その他補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費であって、商工労働部長が必要と認めるもの（既存実施事業からの経費振替は対象外）	

II 補助金の申請について

1 申請の流れ

※様式は県商工労働部通商物流課で受け取っていただくか、次の URL からダウンロードしてください。



【補助事業スケジュール】

項 目	実施者	時 期	内 容
① 事業計画提出	事業者	令和 7 年 4 月 1 日～	本補助金を受けて実施したい事業の計画を県に提出します。
② 審査、採択・不採択通知	県	令和 7 年 4 月下旬～	補助対象者としての要件確認や事業計画の内容について評価を行い、予算の範囲内で、採択を決定します。
③ 交付申請	事業者		
④ 評価・交付決定	県		
補助事業への着手、実施	事業者	交付決定後	事業着手は交付決定後としてください。
⑤ 実績報告	事業者	補助事業完了後 (令和 8 年 4 月 20 日まで)	補助事業の実績報告について、 <u>事業完了から 20 日以内に</u> 県へ提出します。
⑤ 審査、書面検査	県	提出後速やかに	交付申請の内容を審査するとともに、実績（支出状況・経理状況）を報告書に基づき検査します。
⑥ 補助金額確定	県	検査から 2 週間程度	補助金の交付決定及び補助金額の確定を行い、補助金の交付決定額及び額の確定に基づく支払額を通知します。
⑥ 補助金支払	県	検査から 1 か月程度	補助金の精算払を行います

2 事業計画の提出

・提出に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

受付期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日（予算上限に達するまで）	※消印有効
必要書類 (1部ずつ)	(1) 交付申請書 (2) 事業計画書（様式第 1 号）	

	(3) 事業内容が分かる資料 (定款又は事業者の概要が分かるパンフレット等) (4) 財務内容が分かる資料 (直近の決算書等) (5) その他、補助事業計画を説明するために必要な書類 (任意)
提出先 提出方法	<提出先> 鳥取県商工労働部通商物流課 <提出方法> 郵送又は電子申請 様式等ダウンロード https://www.pref.tottori.lg.jp/316700.htm 【郵送】 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220 鳥取県商工労働部通商物流課 【電子申請サービス フォーム】 ホワイト物流推進事業補助金 交付申請 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11286 ・利用者登録が必要です。 ・Windows 以外の OS(macOS など)では申請できない場合があります。

3 実績報告・補助金の支払

(1) 実績報告書の提出

提出時期	補助事業完了後 20 日以内 又は 令和 8 年 4 月 20 日 (日) のいずれか早い日
必要書類 (1部ずつ)	(1) 補助事業実施報告書 (様式第 3 号) (2) 補助事業収支決算書 (様式第 4 号) (3) ホワイト物流宣言を行った場合、事務局に提出した「自主行動宣言」 (4) 事業の実施状況や成果に関する資料 (成果物、購入物品、導入設備の写真等) (5) 領収書・通帳・契約書等支払証拠書類 (写し) (6) 口座振込依頼書 ※ 様式等ダウンロード https://www.pref.tottori.lg.jp/316700.htm
提出先 提出方法	<提出先> 鳥取県商工労働部通商物流課 <提出方法> 郵送又は電子申請 【郵送】 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220 鳥取県商工労働部通商物流課 【電子申請サービス】 https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11286

(2) 補助金の支払

事業の実施状況について実績報告に基づいて検査後、補助金の交付額を確定、通知の上、精算払いを行います。